

亀山市告示第52号

亀山市豚熱ワクチン接種費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市豚熱ワクチン接種費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、三重県が実施する豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく豚熱ワクチン接種（以下「豚熱ワクチン接種」という。）に要する費用のうち、養豚農家が負担する経費の一部を補助することにより、家畜伝染病予防対策を推進し、養豚農家の経営の安定を図ることを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金は、亀山市豚熱ワクチン接種費補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内で飼養する豚への豚熱ワクチン接種（以下「補助事業」という。）を行う養豚農家とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要した費用のうち、交付対象者が負担した額の2分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第5条 市長は、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）に定めるもののほか、補助事業を行って得られる事業の効果が著しく乏しいと市長が判断したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれに付した条件を変更することができる。

(豚熱ワクチン接種頭数等報告書)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者は、4 月から 9 月までに実施した豚熱ワクチン接種については同月末日までに、10 月から翌年 3 月までに実施した豚熱ワクチン接種については同月末日までに豚熱ワクチン接種頭数等報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第6条関係）

豚熱ワクチン接種頭数等報告書

年 月 日	接種頭数 ①	接種費用 (1頭当たり) ②	補助事業費 (①×②) ③
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円
年 月 日	頭	円	円

期 間	接種頭数合計 ①	接種費用 (1頭当たり) ②	補助事業費 (①×②) ③	補助金額 (③×1/2)
自 年 月 日 至 年 月 日	頭	円	円	円